

自主貢献

あいさつは あふれる笑顔の あいことば

URL <https://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/jhs/nishikidai/>

横浜市立錦台中学校 学校だより

発行日 令和8年10月1日(木)

発行者 学校長 若杉 栄一

所在地 神奈川区西寺尾三丁目10番1号

電話 045-401-3644 FAX 045-431-0244

当事者意識？

副校長 鈴木 孝明

当事者意識とは、自分事として課題を捉え、自らの意見を持って他者と協働し、社会や学校の創り手として関わっていく意識・姿勢のことです。先日、これぞ当事者意識だ！と感銘を受けた出来事があったので紹介します。

生徒会本部が設置している目安箱に、「各フロアに設置しているマイボトル型給水機はいつから使えるのか」という意見が入っていました。これを受けて7月上旬に生徒会本部の生徒が給水機の人に連絡し「7月から使用できる」との返答をもらいました。生徒会本部の働きかけもあり、夏季休業中から使用を再開することができ2学期始業式で全校生徒に周知ができました。



電話でお願いをしている様子

学校内の改善点や課題を感じ、目安箱に要望を出してくれてありがとうございます。そして、その意見に真摯に向き合い、企業に連絡し思いを伝え、回答をもらい全校生徒に周知をしてくれた生徒会本部のみなさんありがとうございます。これがまさに当事者意識を持った行動と言えると思います。

学校生活の様々な場面で、「自分には関係ない」、「誰かが解決してくれる」ではなく「自分だったらどうするか」、「自分にできることは何か」という姿勢で物事を考えながら生活することで、当事者意識は身につく、進路選択、人生の選択を主体的に行うことができ、社会に貢献できる人になれると思います。

実は、昨年度1年間で横浜市から生徒の皆さんに対して様々な意見募集の機会がたくさんありました。学びの計画に関する意見募集、『未来の横浜』に関するこどもの意見募集など計10件です。これは、令和5年4月に施行されたこども基本法が関係しています。こども基本法第11条には、「子どもの意見表明とその反映」について書かれています。子どもに関わる施策を進める際には、子どもの意見を聞き、その考えを尊重することが求められているのです。つまり、皆さんは「意見を聞いてもらえる存在」から一歩進んで、「社会をよりよくしていく担い手」として期待されているということです。学校の中だけでなく、社会のさまざまな場面で、皆さんの考えや行動が必要とされています。

しかし、その機会を生かすかどうかは、一人ひとりの意識にかかっています。「自分の意見なんて…」と遠慮してしまうのか、「自分の考えを伝えてみよう」と一歩踏み出すのか。その違いが、これからの自分自身や社会を大きく変えていきます。

今回紹介した生徒会本部の取組のように、小さな疑問や気づきを大切に、自分にできる行動を考え、周りに働きかけていくこと。それこそが当事者意識の第一歩です。

これからの学校生活の中で、ぜひ「自分には何ができるか」という問いを大切にしながら、一歩踏み出す勇気を持って行動してほしいと願っています。

◇学校からのお知らせ

○令和8年度 卒業証書授与式について

令和8年度卒業証書授与式は、

令和9年3月10日（水）午前

に行います。近くなりましたら、ご案内を配付いたします。

○就学援助について

就学援助未申請や、ご家庭の状況が変わって援助が必要になったり等ありましたら、担任または事務職員までご連絡ください。2月頃までは申請が可能です。

◇10月・11月の主な予定（詳細は別紙 行事予定をご覧ください）

10月

日	給食	諸行事
22日	○	小中児童生徒交流日
23日	弁当	2026年度 文化祭（合唱コンクール カルッツ川崎）
29日	×	4時間授業 PM 区教科研究会（1年1組の生徒は昼食持参、他はなし）
28日 30日	1・2年生○ 3年生×	3年進路相談（3者面談）



11月（仮）

日	給食	諸行事
2日	1・2年生○	3年進路相談（3者面談）
4日	3年生×	※詳細はお知らせをご覧ください
11日	×	2学期期末試験（1・2年：音・英・国 3年：美・英・国）
12日	×	2学期期末試験（1・2年：学・理・社 3年：技家・理・社）
13日	×	2学期期末試験（1・2・3年：数・保体・学） 3年生受検用写真撮影
22日	×	地域防災訓練（後日。ボランティアを募集します）
30日	○	2年生イングリッシュ・インターン



【こども基本法】

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、その基本的な考え方をはっきりとさせ、国や都道府県、市区町村など社会全体で、こどもに関する取組「こども施策」を進めるためにつくられました法律です。以下のURLやQRからわかりやすいパンフレットが見れます。

URL：<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>



【初期消火器具取扱い訓練】

9月27日（日）に、神之木台自治会に設置されたスタンドパイプ式初期消火器具の取扱訓練が本校で行われました。

スタンドパイプ取扱について →



2027年は神奈川県区制100周年

